

福島県犯罪被害者等支援検討委員会の設置について

1 設置の目的

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を地域で支え、被害の早期回復及び軽減を図り、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等の支援のあり方等を検討するため、「福島県犯罪被害者等支援検討委員会」を設置する。

※具体的な検討事項 ①条例制定、②推進計画の策定

2 委員の構成等

学識経験者（2名）、被害者支援関係団体（2名）、法曹分野（1名）、市町村（2名）、福祉分野（1名）、保健医療分野（1名）、教育分野（1名）、被害者等（1名） 計11名

※検討会に、委員長及び副委員長を置く。

委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。（福島県犯罪被害者等支援検討委員会設置要綱第4条第1項及び第2項）

3 条例制定までのスケジュール

令和3年4月27日	第1回検討委員会の開催（骨子案に関する意見聴取）
5月下旬～6月上旬	第2回検討委員会の開催（条例案に対する意見聴取）
6月	庁内及び市町村への意見照会
6～7月	パブリックコメントの実施
8月	第3回検討委員会の開催（最終調整）
9月	県議会に議案提出
令和4年 4月	条例施行